

議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (13時00分)

日程第2「議会基本条例制定委員会報告」を議題といたします。

なお、まだお見えになっておりませんが、神静民報社さんよりパソコンの持ち込み、写真撮影の申し出がありましたので、許可をしておりますので御了承いただきたいと思っております。

それでは、本案については議会基本条例制定委員会の審査報告を求めます。委員長、利根川茂君。(私語あり)失礼いたしました。先ほどの福祉課長よりの説明をお願いします。

福 祉 課 長 すいません。大変貴重なお時間いただきまして、すいません。午前中の石内議員の御質問の件でございます。介護予防サポーターの人数でございますが、現在52名でございます。それから、生活支援サポーターのほうは現在研修を開催中のところでございますが、12名が受講しているということでございます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは、委員長、利根川茂君。

議会基本条例制定委員会委員長 それでは、議長に指名をいただきましたので、報告をさせていただきます。朗読をいたしまして報告にかえる次第でございます。

平成30年2月21日、松田町議会議長 中野博殿。議会基本条例制定委員会委員長 利根川茂。

議会基本条例制定委員会報告書。本委員会は、平成28年に4回、平成29年に5回、平成30年に2回、役場4階会議室において、委員全員出席のもとに委員会を開催し、平成28年第2回議会定例会において議会基本条例制定委員会が設置され、継続審議となった議会基本条例の制定に関する事項を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で議会基本条例を制定すべきものと決定いたしました。

2、審査の内容。議会基本条例制定委員会は、平成27年3月12日に議会で可決された議会基本条例制定委員会報告書の基本方針に基づき、平成28年6月3日に設置された特別委員会で、必要最小限の規定を骨格とした条例及び地方自

治法第96条第2項の規定による議決権の拡大を目指し、条例の作成作業を進めました。

条例作成に当たり、委員会を11回開催し、他の市町村の条例の調査・比較、必要に応じて政策推進課長、総務課長、福祉課長、子育て健康課長、まちづくり課長及び職員の出席のもと、意見を聞き条例素案を作成し、平成29年12月1日から27日まで、条例素案に対する意見公募を実施し、議会全員協議会に協議をしながら素案に修正を加えた条例案を作成しました。

自治体議会改革フォーラムが公表した市町村の議会基本条例の制定状況（平成29年7月現在）は、市議会461団体（59.8%）、町村議会287団体（31.0%）となっており、各議会等の意識改革も進み、年々議会基本条例を制定する団体が増加をしています。なお、本県におきまして未設置の議会は寒川町議会、清川村議会、そして私たち松田町議会、未設置は3団体となっております。

本町議会においても、町の発展と町民福祉の向上を目指し、議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼を持てる議会活動を進めるため、議会の最高規範として早急に条例を制定する必要があると判断いたしました。以上でございます。

議長 議会基本条例制定委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 田 代 まず初めに、平成25年に発足されました議会基本条例検討委員会、それから数えまして、今回の制定委員会に引き継がれ、5年間の長きにわたり検討いただきました委員長、利根川議員には本当に御苦労さまでした。その中で、1点質問させてください。この報告書の末尾の中で、議会の最高規範として早急に条例を制定する必要があると判断しましたというふうになっている中で、27年3月12日、検討委員会で報告をされております。そのとき、この条例の骨子となる基本方針がある程度出ておりましたので、私はもう少し早く制定されるのかな、提案されるのかなと考えておりました。それが全部で11回ですよ。本当に苦労されてここまで出されたと思うんですけども、特にこの11回の中で論点として議論した内容、これについて教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

7 番 利 根 川 先ほど申しおりましたが、質疑に対しての答弁は、私ほか齋藤副委員長、各委員がおりますので、補足説明をお許しいただきたいと思ひます。

まず、田代議員からの御質問でございますが、どこに論点を置いたかという  
とですね、まずこれからこの報告書をお認めいただいた後、条例提案をさせて  
いただくときに詳細に説明させていただきますけれども、そう言うては失礼で  
すけど、ほかの団体のやつを見ると、まるっきり何が書いてあるかわからない。  
ぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃ、どこが論点だかわからない。ま  
ずそういうことはやめよう。一目見てわかるような、簡素で簡潔なものにしよ  
うじゃないか。それともう一つですね、議会基本条例、我々が目指した議会基  
本条例は、目標を掲げるといふ、その目標に向かって進んでいくわけではなく  
て、今までやってきたことを条例骨子として定め、そして次の世代に引き継い  
でいこうと。それを主な論点にしました。

したがいまして、条例にあるからこれをやらなきゃいけないよとか、あるい  
は条例に書いてあるから来月までこれを処理しなきゃいけない。そういうこと  
は本末転倒であるといふことで、例えば議会報告会とかですね、例えば議案に  
対する賛否の一覧表とか、あるいは執行側の反問権とかですね、政務調査費の  
使い方とかですね、そういう今までやってきたことを条例化をして、それを次  
の世代に引き継いでいこうといふことを主な視点といたしました。この次に条  
例提案させていただきますけれども、もう一度その辺で説明をさせていただきます  
ので、よろしくお願ひします。

2 番 田 代 はい、ありがとうございました。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第2議会基本条

例制定委員会報告について採決をいたします。議会基本条例制定委員会報告に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。